

[事案 28-67] 損害賠償請求

・平成 29 年 3 月 29 日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の説明を受けて、甥の子を受取人として契約を申し込んだが、契約が引き受けられなかったことを理由に、損害賠償の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 25 年 7 月、募集人から甥の子を受取人とすることができるようになったと言われたため終身保険を申し込んだが、保険会社から引き受けを拒絶された。保険会社が契約を引き受けないのは違法・不当であるから、これから生じた損害等を賠償してほしい。

<保険会社の主張>

募集人は申立人に甥の子を受取人に指定できるという説明はしていないため、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集人の説明に不適切な点があったかどうかなど当時の状況を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、損害賠償の支払いを認めることはできず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、業務規程第 37 条にもとづき、手続を終了した。